在フランス日本国大使館は、更に、フランス外務・国際開発省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とフランス共和国政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条2(A)(b)に掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条2(A)(b)(i)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十四条3(b)、8及び9の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十四条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

在フランス日本国大使館は、更に、フランス外務・国際開発省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

○厚生労働省告示第三十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関について、同法第四十六条第四項第三号の事務所の名称及び所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号	中四国検査事務所	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成二十七年十一月一日

在フランス日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてフランス外務・国際開発省に向かって敬意を表する。

二千十五年九月十七日にパリで

（フランス外務・国際開発省から在フランス日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

口上書

n°968880　FAE／SAEJ／CEJ

フランス外務・国際開発省は、在フランス日本国大使館に敬意を表するとともに、日本国における被用者年金制度の改正に係る二千十五年九月十七日付け口上書第186／ECO／OGC／15号の内容が、二千五年二月二十五日に署名された社会保障に関するフランス共和国政府と日本国政府との間の協定（以下「協定」という。）第二条2(A)(b)、第十四条1(b)、8及び9の規定の解釈に及ぼす影響を検討しつつ、法的な観点から当該被用者年金制度の改正について確認を行ったことを伝達する光栄を有する。

フランス外務・国際開発省は、前記の口上書が協定第二条2(A)(b)、第十四条1(b)、8及び9の規定に関して言及する内容の解釈について相互の理解が形成されていることを確認するとともに、二千十五年十月一日から当該理解が適用されることを確認する。

フランス外務・国際開発省は、ここに重ねて在フランス日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年九月三十日にパリで

○経済産業省告示第二十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名	登録番号	氏名
414704	大曲　哲雄	414705	永井　孝知
414706	残間　昇一	414707	小渕　純平
414708	松本　圭二	414709	佐々木暁一
414710	太田　優子	414711	鳥居　圭子
414712	加藤　康男	414713	枋尾　圭亮
414714	髙橋　正賀	414715	溝渕　匡
414716	茂木　拓巳	414717	中原　義明
414718	鹿取　克好	414719	竹内　芳裕
414720	川原　健太	414721	藤原　洋
414722	東山　卓也	414723	夏原　馨
414724	田　彰	414725	栗本　憲造
414726	青柳田多可	414727	赤池　保
414728	池田　光利	414729	髙橋　温朗
414730	世永　和也	414731	島崎　剛史

○経済産業省告示第三十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名	登録番号	氏名
107129	小野寺武文	207692	本田　二郎
208764	勝井　誠二	210586	田村　俊之
211677	山田　圭規	213327	鈴木　正一
214960	手島　大輔	403391	中田　英智
408297	伊東　久光		

○国土交通省告示第四百二十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道名古屋亀山線	四日市市山之一色町字乱取奥一四九三番三から同市山之一色町字池ノ谷口一五八〇番二まで	平成二十八年二月二十六日〇時

○国土交通省告示第四百二十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十四日付けをもって、次の重要港湾を同条同項に規定する特定貨物輸入拠点港湾として指定したので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第一条の五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

輸入ばら積み貨物の種類	重要港湾
穀物	釧路港

○国土交通省告示第四百二十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年二月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一